

学校外での勤務

勤務には、学校での勤務と学校外勤務がある。学校外勤務をする場合には、事前に学校長に届け出（出張・校外勤務・自家用車公務使用伺）をし、命令又は承認を受ける必要がある。

児童生徒を引率する場合には、併せて校外学習（計画）・出張・校外勤務伺も届け出をする必要がある。

服 務

A
勤務を要する日（有給）

a 勤 務

1 学校内での勤務（出勤）

2 学校外での勤務

（1）出張

（2）校外勤務

b 職 免

3 休 暇

4 職専免研修（承認研修） 教特法 第22条第2項

5 職 免（教特法 第22条第2項以外の職免）

備考

6 休職

7 育児休業

8 看護欠勤

B
勤務を要しない日（無給）

c 土・日曜日

9 週休日の振替、半日勤務の割振変更

備考

10 休日の代休

